

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録(有料)」と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

◆お申し込み方法は以下からお選びください。

■下記フリーダイヤルにてお申し込みください。

■弊社ホームページ

※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。

■本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。

■お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。

◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)をお届けいたします。

◆お支払い方法については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。

◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社
東京都港区南青山2-11-17 ☎107-8560



(604860) [1612]
TL企業承継 (604868) 2016.12 SE

TAX & LAW

企業承継の実務と対策



大野正道 監修
企業承継実務研究会 編集
B5判・加除式・全2巻
定価 本体15,000円+税

本書の特徴

- 1 専門性と分かりやすさを兼ね備えた、企業承継に関するエキスパートのための実務解説書
定款や種類株式、信託などを利用した企業承継について詳説。税理士や公認会計士、弁護士など、中小企業を支援するエキスパートに向けた、専門性の高い解説書。フローチャートや図表も豊富に掲載！
- 2 実際の企業承継事例を多数収録
実際に企業承継の実務を手掛けた専門家の執筆による、最新かつ重要な企業承継事例を数多く掲載。
- 3 信頼ある執筆陣
中小企業の企業承継に関わる各審議会・協議会のメンバーである学者・実務家を中心とする、信頼性の高い執筆陣。



企業承継を税務・法務面から徹底分析！法令の解釈、承継事例、リスクの把握に役立ちます！！

内容見本（縮小）

第3章 遺言による企業承継

Ⅶ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

1 総説

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号、以下「経営承継円滑化法」という。)は、事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度の制約への対応をはじめ、事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となるべき法律として制定されたものであると説明されているが、その内容は次の3点にまとめることができる。

第1に、遺留分に関する民法の特例に関し、一定の要件を満たす中小企業者(会社)の後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と合意を行い、経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可を経た場合、①後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の額に算入しないこと、および、②後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の額に算入すべき価額を合意の時に定める価額とすることに關し、民法の特例を規定する(経営承継法3ないし10)。

第2に、金融上の支援に関し、代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者(会社および個人)につき、経済産業大臣の確認を要件として、①当該中小企業者の資金の借入れに關し、中小企業信用保険法に規定する普通保険等を別枠化すること、および、②当該中小企業者の代表者に対して、株式会社日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫が必

Point. 2

企業承継の具体的な事例について、実務に携わった専門家がQ&A方式でも解説！

であるところから書面によって行うべきことを定めたものと説かれている。合意の具体例として、①後継者が、後継者とならなかった者に対し、一定額の金銭を支払うこと、②後継者が、旧代表者に対し、生活費として、毎月一定額の金銭を支払うこと、③後継者が、旧代表者に疾病が生じたときは、医療費その他の金銭を負担すること等があげられている(申請マニュアル「民法特例」第2章第3節3(2))。

(ii) この場合の合意として、後継者以外の推定相続人(遺留分権利者)が当該旧代表者からの贈与または当該特定受贈者からの相続、遺贈もしくは贈与により取得した財産の全部または一部について、その価額を遺留分算定の基礎となる財産の額に算入しない旨の定めをすることができるとされている(経営承継法6②)。推定相続人(遺留分権利者)の間の衡平を図るための措置の例示として、非後継者が旧代表者から相続・遺贈・贈与により取得した財産の全部または一部につき、除外合意に相当するものが規定されているのである。なお、合意の対象とすることができる財産の種類や額に制限はない。

エ 合意書のひな型

(以下、企業承継法第41条第1項第2号に準拠)

合意書

○○(以下、甲という。)、○○(以下、乙という。))および○○(以下、丙という。))は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)以下、経営承継法という。の規定に基づき、本日、次のとおり合意する。

第1条(目的)

本合意書による合意は、甲が○○(以下、丁という。))からX株式会社(以下、本件会社という。))の株式を贈与により取得したこと等に関し、遺留分権利者である甲、乙及び丙が遺留分に係る合意をすることにより、本件会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

第2条(確認事項)

本合意の当事者は、次の各号に規定する事項を確認する。

(1) 本件会社が、特例中小企業者(経営承継法第3条第1項の特例中小企業者をいう。)であること。

Point. 1

概説から最新事例まで旬なテーマを取り上げてわかりやすく解説！

相続問題Q&A

※相続法改正中間試案について一配偶者の居住権を保護するための方策 ①短期居住

【Case 1】

A Bは夫婦であり(Aは夫、Bは妻)、兩名の間には、子C D Eがいる。A Bは、長年、A所有の建物とともに住んでいたところ、Aは突然死亡しました(BはAに対し、賃料を払ったことはない)。

Aは、生前遺言を残さなかったため、遺産分割協議となったが、C D Eは互いに折り合いが悪く、なかなか協議がまとまらない。

遺産分割協議がなされるまでの間、Bは、当該建物に居住し続けることができるか。その間の賃料はどうなるか。

1 はじめに

配偶者の一方(被相続人)が死亡した場合でも、他方の配偶者(生存配偶者)は、それまで居住してきた建物に引き続き居住することを希望するのが通常です。特に、相続人である配偶者が高齢者である場合には、生み慣れた居住建物を離れて新たな生活を立ち上げることは精神的にも肉体的にも大きな負担となると考えられます。高齢化社会の進展(注)に伴い、配偶者の居住権を保護する必要性は高まっているものといえましょう。

2 平成8年12月17日民集50巻10号2778頁

しかしながら、相続人である配偶者(B)が被相続人(A)の許諾を得て被相続人所有の建物に居住していた場合、その配偶者の地位は、あくまでも被相続人の占有補助者に留まらざるを得ず、被相続人の死亡によりその占有補助者としての資格を失ってしまいます。

この点の不合理を意識して、平成8年12月17日民集50巻10号2778頁は、「共同相続人の一人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と右同居の相続人との間において、被相続人が死亡し相続が開始した後も、遺産分割により右建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があったものと推定されるのであって、被相続人が死亡した場合は、この時から少なくとも遺産分割終了までの間は、被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり、右同居の相続人を借主とする右建物の使用貸借契約関係が存続することになるものというべきである。けだし、建物が右同居の相続人の居住の場であり、同人の居住が被相続人の許諾に基づくものであったことからすると、遺

3097の101

3097の101

Point. 3

書式のひな形、記載例、フローチャートや図表も豊富に登載！

内容構成（抜粋）

第1巻

序編 企業承継の概説

第1章 企業承継の税制と法理

第2章 株式・持分の相続制限と企業承継法

第3章 企業承継法と近時の最高裁判決の動向

第4章 会社法の制定と企業承継法

第1編 企業承継の法律問題

第1章 均分相続と企業承継

I 企業承継の特殊性／II 企業承継の要点／III 企業承継の法務対策の必要性／IV 企業承継と遺産分割手続／V わが国企業承継法制の最近の動向／VI 企業承継の社会哲学

第2章 法定相続と企業承継

I 株式の相続準共有／II 遺産分割と会社の承認／III 持株管理組合・持分管理組合の結成／IV 株式の法定相続と自己株式の取得

第3章 遺言による企業承継

I 遺言による株式の処分／II 株式の遺贈と会社の承認／III 第三者による後継者の決定／IV 株式に対する受益権の設定／V 企業承継と後見制度／VI 企業承継と「後継ぎ遺贈」／VII 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律／参考書式

第4章 定款を利用した企業承継

I 序論／II ドイツ有限会社実務における相続制限／III 定款の意義と相続制限条項の許容性／IV 相続制限条項と実質的相続法原則／V 相続法における物的分割から価値的分割への流れ／VI 相続制限条項と具体的相続分の算定／VII 遺留分減殺請求権と相続制限条項／VIII 相続債権者の保護／IX 2 定款を利用した企業承継の定款等記載例／X 3 外国人または外国法人が発起人の場合の注意点／XI 定款を利用した企業承継対策の税務問題

第5章 持株会社による承継

I 持株会社を作る方法／II 支配権の維持のための子会社の活用／III 合同会社の活用

第6章 補論一譲渡制限株式の評価

I はじめに／II かつての立場：財産評価基本通達への依拠／III 「取引所の相場がない株式」の株価算定方法／IV 算定の具体例1：広島地決平成21年4月22日金融商事1320号49頁／V 具体例2：東京地決平成26年9月26日金融商事1463号44頁／VI 補足1：「非流通性ディスカウント」について：(最高一決平成27年3月26日 民集69巻2号365頁2256号88頁)／VII 補足2：有利発行規制と株式の評価(最高一小判平成27年2月19日民集69巻1号51頁)

第2編 相続のしくみ

序章

第1章 相続人と相続分

I 相続の開始／II 相続人／III 相続分／IV 相続人の不存在

第2章 相続の効力と遺産分割手続

I 相続財産の範囲／II 共同相続と遺産共有／III 遺産の分割／IV 指定分割／V 協議分割／VI 家庭裁判所による調停・審判／VII 遺産分割の効力

第3章 相続の承認・放棄と財産分離

I 熟慮期間／II 相続の承認／III 単純承認／IV 限定承認／V 相続放棄／VI 財産分離

第4章 遺言

I 遺言の性質／II 遺言の方式／III 遺言の効力／IV 遺贈／V 遺言の検認／VI 遺言の執行／VII 相続回復請求権

第5章 遺留分

相続問題Q&A

第2巻

第3編 企業承継の税務問題

第1章 事業承継税制の意義と問題点

第2章 相続税法の概要

I 相続税／II 贈与税(暦年課税)／III 相続時精算課税／IV 取引相場のない株式の評価／V 土地等の評価

第3章 事業承継税制の内容

I 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例／II 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例／III 納税猶予および免除／IV 延納／V 2 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納／VI 物納／VII 相続財産に係る株式を発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例

第4章 事業承継税制の変遷

I 取引相場のない株式の評価／II 特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例／III 小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例／IV (欠)／V 延納／V 2 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納／VI 物納

第5章 経営承継円滑化法及び事業承継税制の創設

I 経営承継円滑化法の成立／II 経営承継円滑化法の概要／III 事業承継税制への影響

第6章 非上場株式等の納税猶予制度

I 非上場株式等の相続税の納税猶予／II 非上場株式等の贈与税の納税猶予

第7章 グループ法人税制

I グループ法人税制の創設／II 支配関係・完全支配関係／III 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等／IV 100%グループ内の法人間の寄付／V 100%グループ内の法人間の受取配当／VI 100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益

税務問題Q&A

第4編 企業承継の新しい流れ

第1章 会社分割

I 会社分割の法務／II 会社分割の税務

第2章 種類株式

I 種類株式の法務／II 種類株式の税務

第3章 信託

I 信託の法務／II 信託の税務／III 事例研究

第4章 医療法人出資持分の払戻し・移転と補償条項

I はじめに／II 出資持分のある医療法人の法務／III 所得税法における譲渡所得および配当所得についての検討／IV 医療承継理念の確立／V 定款の効力／VI 定款による医療承継／VII ドイツにおける補償条項とわが国における払戻理論の生成・発展／VIII 医療法人の持分に係る贈与税および相続税の納税猶予制度

第5章 株式譲渡

I 株式譲渡の法務／II 株式譲渡の税務

第6章 親族外承継・M&A

I 親族外承継・M&Aの意義／II 従業員・外部への承継／III M&A／IIIの2 税務／IV 地域中小企業の事業引継円滑化支援

第7章 株式公開

I 株式公開の法務／II 株式公開の税務

第8章 従業員持株会

I 従業員持株会の法務／II 従業員持株会の税務

第9章 事業承継における融資・保証制度

第10章 経営者保証ガイドライン

第11章 平成26年会社法改正の重要ポイント

I 監査制度に関する改正が実務に与える影響／II 企業再編に関する改正が実務に与える影響／III キャッシュ・アウトに関する改正

第5編 企業承継の具体的な事例

第1章 法務編

I 総論／II 民法の特例／III 従業員持株会／IV 第二会社方式による事業再生／V 経営危機に陥っている企業の再生と承継／VI 相続人等に対する株式売渡請求／VII 遺言を活用した承継／VIII 経営革新支援を利用した事業承継／会社資産と個人資産の分離

第2章 税務編

I 相続時精算課税／II 取引相場のない株式／III 事業譲渡／IV 会社分割／V 会社の合併・買収／VI 種類株式／VII 信託／VIII 納税資金の確保／IX 経営承継円滑化法／X その他／XI 株式保有特定会社／XII 後継者育成